

用語の解説等

歳 入

一般被保険者・・・草津市に住所を有し、健康保険や共済組合等に参加していない人。
(後期高齢者医療制度加入者を除く)

退職被保険者・・・草津市に住所を有し、会社等を退職し、職場で20年以上（または40歳以降に10年以上）加入した年金から老齢（退職）年金を受けている60歳から64歳までの人と、その扶養家族で64歳までの間、退職医療制度が適用される人。

なお、退職者医療制度は、平成20年4月に廃止されたが、平成26年度までは、退職被保険者等の要件を充たす場合、65歳に達するまで退職者医療制度を適用する経過措置が設けられていた。

*** 国民健康保険税**・被保険者から徴収する保険税

一般被保険者と退職被保険者に区分して計上している。

現年度分・・・当該会計年度中に賦課した分

滞納繰越分・・・当該会計年度以前の年度に賦課した保険税のうち、会計年度内に収納できていない分

区 分	課 税 対 象 額	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所 得 割	前年の所得から43万円を控除した金額	6.0%	2.5%	2.1%
均 等 割	被保険者一人当たり	25,100円	9,300円	10,700円
平 等 割	一世帯当たり	17,900円	7,000円	5,500円
賦課限度額	上記の合計に対する賦課限度額	65万円	24万円	17万円

*** 使用料及び手数料**・・・国民健康保険税の督促手数料（督促状1通につき100円）

*** 県支出金**（※平成30年度の国保都道府県単位化後の科目区分による）

保険給付費等交付金（国民健康保険保険給付費等交付金）

・・・国民健康保険法第75条の2に基づき、都道府県が各市町村国保の療養の給付等に要する費用その他国民健康保険事業の運営に必要な費用に対して交付することができるとされている交付金。詳細は「滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例」で規定されており、下記の「普通交付金」と「特別交付金」がある。

普通交付金

・・・市町による療養の給付に要した費用の額（被保険者の一部負担金相当分を除く入院時食事・生活療養費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費）および審査支払手数料等の支給に要した費用の全額を県が市町に対し交付するもの。

特別交付金

・・・市町の財政状況その他の事情を勘案して、県が市町に対し交付するもの。

保険者努力支援分・・・市町の被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進、医療費適正化等に係る取り組み実績を勘案して国が市町に対して支援する「保険者努力支援制度」による国からの交付金を、県が交付するもの。

特別調整交付金分・・・国が災害その他特別の事情がある市町がある場合に県に交付する特別調整交付金の額のうち、各市町の災害その他特別の事情に応じて、県が交付するもの。

都道府県繰入金・・・県の一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れる繰入金を財源とし、県が市町の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため各市町の状況や取り組み等を勘案して交付するもの。

特定健康診査等負担金・・・県が各市町の特定健康診査等費用額に応じて交付するもの。
国負担分と県負担分（それぞれ国の基準額×1／3）が交付される。

療養給付対策費補助金・・・県が実施する福祉医療助成制度により波及増となる医療に対する県の補助金。一般療養給付費および高額療養費がある。
県費福祉医療波及増分×1／2×0.32

＊ 財産収入

基金利子・・・・・・国民健康保険準備積立金から生ずる預金利子。

＊ 繰入金

基盤安定繰入金・・・・低所得者に対する保険税軽減相当額及び保険者支援分を国、県、市が公費で補填する保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金。

その他一般会計繰入金・・・一般会計から繰り入れるもので、事務費、職員費、出産育児一時金、福祉医療波及分、特定健康診査等に係る一般会計からの繰入金。

基金繰入金・・・・支出が収入を上回る場合にその不足額を補填し、収支均衡を図るために国民健康保険準備積立金を取り崩して国保特会に繰り入れる繰入金。

＊ 繰越金・・・・・・前年度からの繰越金。

＊ 諸収入

延滞金・・・・・・国保税の納税者が納期限後に税金を納付した場合に課せられる延滞金である。原則として法定納期限の翌日から、完納する日までの期間に応じ、未納税額に対して令和6年度は年8.7％の割合で計算する。ただし、納期限から一か月以内は2.4％の割合で延滞金が課せられる。

第三者納付金・・・・医療費の給付事由が第三者の不法行為（交通事故等）によって生じた場合において、保険給付の価格の限度で被保険者が有する損害賠償請求権に係る損害賠償金。

返納金・・・・・・国民健康保険の資格喪失後に国民健康保険により医療を受けた場合など、無資格受診者等からの返還金。

＊ 総務費（一般管理費）・・・国民健康保険事業を運営するために要する一般的経費。

職員費・・・・・・・・・・国保事務に従事する職員の給料、職員手当等、共済費。

国保事務執行費・・・国保事業に係る一般事務費。レセプト点検業務嘱託職員や被保険者証の印刷、郵送料、共同電算処理手数料等や国保運営協議会経費や賦課や徴収に必要な経費である。

医療費適正化特別対策費・・・医療費通知郵送料等、医療費適正化特別対策に係る経費。

＊ 総務費（連合会負担金）・・・滋賀県国民健康保険団体連合会への負担金。

＊ 徴税費

賦課事務費・・・・・・・・賦課徴収に係る一般事務費。

収納率向上特別対策費・・・保険税の収納率の向上を図るための徴収員等に係る経費。

＊ 運営協議会費・・・・・・・・国民健康保険運営協議会委員報酬および開催経費等。

＊ 保険給付費（療養諸費）

療養給付費・・・・・・・・被保険者への医療給付費で、診察、薬剤、処置、手術、入院等現物給付（診察・投薬・手術・処置等の物またはサービスの形で提供されるもの）として行われるもののうち保険者が負担する費用。一般被保険者と退職被保険者に区分し計上している。

療養費・・・・・・・・・・補完的医療給付で保険医療機関外での診療や保険医療機関等で現物給付していないコルセット等の装着、保険証を提出しないで診療を受けた場合等でやむを得ない理由があると認めた場合に、療養に要した費用から一部負担金を基準として現金給付を行う費用である。一般被保険者と退職被保険者に区分し計上している。

審査支払手数料・・・国民健康保険団体連合会におけるレセプト審査および支払にかかる手数料。

＊ 保険給付費（高額療養費）

高額療養費・・・・・・・・被保険者が治療等を受け、その一部負担金が別に定める自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額について被保険者に給付する費用である。一般被保険者と退職被保険者に区分し計上している。

＊ 保険給付費（出産育児諸費）

出産育児一時金・・・国保法第58条に基づく法定給付で、被保険者の出産に関して支給する費用。支給額は原則50万円（在胎週数が22週未満など、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は48.8万円）。また、医療機関への直接支払い制度・受取代理制度が行われている。

出産育児一時金支払手数料・・・平成21年10月出産分からの出産育児一時金の分娩機関への直接支払い制度開始により、直接支払い事務の手数料として国保連合会に支払うこととなったもの。

＊ 保険給付費（葬祭諸費）

葬祭費・・・・・・・・・・国保法第58条の規定に基づく法定給付で、被保険者の死亡に関して支給する費用である。支給基準額は5万円である。

＊ 国民健康保険事業費納付金

・・・国民健康保険法第75条の7に基づき、都道府県が国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等および後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）に充てるため、都道府県内の市町村から徴収するもの。

＊ 保健事業費・・・国保法第82条の規定に基づく被保険者の健康保持増進のために必要な事業費。人間ドック、脳ドックの助成費。

＊ 特定健康診査等事業費・・・医療保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に係る事業費。

＊ 諸支出金（償還金及び還付加算金）

保険税還付金・・・年度途中での国保の資格喪失等による国民健康保険税の精算に伴う還付金。一般被保険者と退職被保険者に区分して計上している。

返還金・・・前年度以前に給付を受けた国・県支出金等の精算に伴う返還金。

＊ 基金積立金（準備積立金）・・・国民健康保険事業特別会計の決算により生じた剰余金や基金利子を積み立てるもの。

＊ 予備費・・・予算外の支出または予算超過の支出に充当するもの。

その他の用語

＊ 標準保険料率・・・国民健康保険法第82条の3に基づき、都道府県が都道府県内の全市町村の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す数値。

＊ 保険者努力支援制度・・・経済財政運営と改革の基本方針に基づき、全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取り組みを促すインセンティブのある仕組みとして構築された制度。

令和2年度から、各保険者（県・市）の取組を促すための「取組評価分」の他に、主に保健事業の事業費を国が10/10財政措置する「事業費分」が設けられた。

＊ 財政安定化基金・・・医療給付の増加や保険料の収納不足による財源不足に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要が無いよう、都道府県から市町村に貸付・交付を行うために、都道府県に設置される基金。

貸付は原則として3年間で償還（無利子）。交付は特別な事情が生じた場合、財源不足額の保険料収納不足額×1/2以内を交付。

＊ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

・・・高齢者の健康状況に係る課題と生活機能面の課題に対する一体的な対応を図るため、医療面に着目した保健事業と生活機能面に着目した介護予防事業を、地域の医療関係団体等と連携を図りながら複合的に実施するもの。令和2年度から実施することとされた。事業全体のコーディネートを医療専門職が担い、医療・介護データを分析して健康課題を把握のうえ、広く高齢者のフレイル予防を目的とする教室等の事業を行うとともに、ハイリスク者を特定し訪問事業も行う。